旧乳児院工業用水配管撤去工事

仕　様　書

2026 年 11 月

埼玉県済生会

1　契約名

　　件　名：旧乳児院工業用水配管撤去工事

2　業務目的

　　旧乳児院の市道に埋設された工業用水配管の撤去工事を行う

3　工事場所

　　埼玉県川口市西川口６－９－７（旧乳児院）～２丁目交差点の川口市道

4　要望事項

・本工事の実施にあたり、川口市の定める「道路掘削工事の舗装復旧の取り扱いについて」に準拠するものとする

・本業務の実施にあたっては、関連法規を遵守し行うものとする

5　工事内容

・川口市道に埋設された、埼玉県工業用水本管から分岐部（西川口２丁目交差点）の縁切工事を行い、以降旧乳児院までの埋設工業用水配管の撤去工事を行う

・掘削道路の埋戻し舗装仮復旧及び自然転圧後に舗装本復旧工事を行う

・旧乳児院側の撤去範囲は敷地の塀までとするが、同時期に旧乳児院解体工事を実施しているので、解体工事会社と取り合いを調整・確認すること

・撤去配管長約 390m、配管深さ約 1.5m、その他詳細は添付資料参照のこと

・工業用水本管から分岐部縁切工事は、埼玉県企業局と調整・確認の上、R9 年 3 月末までに実施すること

・道路掘削、舗装復旧工事は川口市道路課と調整・確認の上、適切に実施すること

・その他、行政との調整・手続きを適切に行うこと

・工事に関連する近隣への説明・対応等を適切に行うこと

・工事において誘導員を配置し、交通整理・通行の安全確保を適切に行うこと

6　提出物（落札後）

・見積書、工程表、施工計画書、その他工事資料一式

7　問い合わせ先

工事仕様書に関する問い合わせは、下記メール宛てに行うこと。

E-mail：shisetsu@saiseikai.gr.jp　　済生会川口総合病院　資材・施設課　法邑宛て

8　その他

・作業員の健康管理、安全管理を徹底すること。

・原則として、工事を履行するにあたり必要な経費、仮設材、足場等は全て入札者にて手配するものとし、その費用を見積に計上すること。

・工事で発生する廃棄物は適正に処理すること

・請負業者は、工事のために付近の構造物などに損害が発生する恐れがある時や発生した時には、請負業者の負担において復旧するものとする。

以上